

## 古河市の社会福祉法人一般検査で指摘が多かった事項(令和4年度)

検査結果の指摘事項	
	<b>【法人運営】</b>
1	・ 監事について、「社会福祉事業について識見を有する者」を1名は選任すること
2	・ 理事会について、定款により3箇月に1回以上開催し、職務執行に関する報告を行うこと
3	・ 資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内に変更の登記をすること
	<b>【会計管理】</b>
4	・ 高額な工事等において、随意契約とする場合には、稟議書等で理由を明確にしたうえで経理規程に従って契約を締結すること